

請願第 10号

平成27年10月 5日

川崎市議会議長 石田 康 博 様

幸区

川崎民商婦人部協議会

所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることにする請願

請 願 の 要 旨

私たち中小零細業者の家族従業者は、所得税法第56条の「配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文主旨）により、「働き分」（自家労賃）を必要経費として認められていません。

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることについて請願いたします。

請 願 の 理 由

税法上、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、白色申告の場合、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、家族従業者は50万円となっています。家族従業者はこのわずかな控除額が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立しにくいのが実態であり、後継者不足の要因の一つでもあります。申告の仕方の違いで、労働に対する対価が、青色申告なら必要経費に認められ、白色申告では認められないということ自体、申告制度そのものに問題があります。申告の仕方で差別することなく、働き分を必要経費と認めるのは当たり前のことです。

ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、働き分（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しており、

それが世界の流れです。個人課税が原則の中で、日本は先進国でありながら、「家族間で給与を支払う慣行がない」と明治時代のままの世帯課税に固執しています。人格・人権を認めず、世帯課税を押し付ける所得税法第56条は、「憲法13条－個人の尊重、14条－法の下での平等、24条－両性の平等」、男女共同参画社会基本法に反します。国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されています。所得税法第56条を廃止することにより、中小零細業者の家族従業者の人権が保障され、税法上も民法、労働法や社会保障上でも認められることになり、家族従業者の地位向上につながります。その妨げとなっている、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものであります。

紹介議員

石 田 和 子

渡 辺 あつ子

重 富 達 也